

介護老人福祉施設利用契約書

社会福祉法人 遺徳会
南港咲洲特別養護老人ホーム

(以下「利用者」という)と社会福祉法人遺徳会(以下「事業者」という。)は、利用者が南港咲洲特別養護老人ホーム(以下「当施設」という。)における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス(以下、「サービス」という。)等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1章 総則

第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営む為に必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容(ケアプランを含む)(以下「施設サービス計画」という。)は、別紙『(サービス利用書)』に定める通りとします。
- 3 利用者は、第16条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条(施設サービス計画の決定・変更)

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、3か月に1回、又は利用者の体調の変化及びその家族等の要請に応じて調査し、その結果施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、利用者に対し次のサービスを提供するものとします。

(1) 利用者全員に提供するサービス

- ① 入浴、排泄、食事、日常生活継続支援、看護体制、常勤医師配置、個別機能訓練、栄養ケアマネジメント
- ② 相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、健康管理及び療養上の世話

(2) 利用者の申出により提供するサービス

退所前後訪問相談、退所時相談援助、退所前連携、在宅入所相互利用、経口移行、経口維持(Ⅰ、Ⅱ)、在宅復帰支援、看取り介護、療養食

(3) 若年性認知症の方に提供するサービス(64才以下の認知症)

若年性認知症利用者受入

第4条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は利用者との合意に基づき、次のサービスを提供するものとします。
 - (1)利用者が選定する特別な居室の提供
 - (2)利用者が選定する特別な食事の提供
 - (3)利用者に対する理容サービス
 - (4)別に定めるところに従って行う利用者からの貴重品の管理
 - (5)事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は重要事項説明書に定めるサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前各項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第5条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い必要な人員を配置して、利用者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者及び利用者が共に遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとします。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することができます。

第2章 料 金

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一旦全額支払うものとします。
[要介護認定後に、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。]
- 3 第4条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 食事代は次の通りとします。
 - (1)通常の食事代は日額1,380円（基準費用額）とします。ただし、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証（以下「認定証」という）の交付を受けた利用者は、その認定証記載の金額とします。
 - (2)第4条第1項第2号に定める特別な食事代は「実費＋消費税」とします。
- 5 居住費は次の通りとします。
 - (1)通常料金として、多床室は日額840円（基準費用額）、個室は日額1,150円（基準費用額）又は認定証記載の金額とします。
 - (2)第4条第1項第1号に定める特別な居室、すなわち個室の特別料金を日額1,000円（消費税込み）とします。
- 6 前各項の他、利用者は利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者を支払うものとします。
- 7 前各項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月10日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

- 8 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条(利用料金の変更)

- 1 前条第1項、第3項第1号及び第4項第1号に定めるサービス利用料金について、介護保険法等関係諸法令の改正により、介護給付費体系その他に変更がある場合、事業者は当該サービス利用料金を自動的に変更することが出来るものとします。
- 2 前条第2項、第3項第2号、第4項第2号及び第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することが出来ます。
- 3 利用者は、前各項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することができません。

第3章 事業者の義務等

第8条(事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体及び財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、当施設の医師、看護職員または主治医若しくはあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、サービスを実施するものとします。また、利用者の病状急変、その他必要な場合は、適切な措置を講じるものとします。
- 3 事業者は非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、当施設の医師、家族及び介護支援専門員等と話し合い、記録を記載するなどの適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- 5 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第9条(事業者のサービスの実施不能)

- 1 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合に対して、当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は利用者に対して、既の実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払を請求できるものとします。

第10条(守秘義務と個人情報の第三者提供)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務等は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、介護保険法等関係法令に基づいて提出を求められた場合並びに医療・介護上又は緊急の必要がある場合には、利用者に関する心身等の情報(別表)を関係法令を管理監督する官公庁等並びに医療又は介護関係諸機関など第三者(以下「特定の第三者」という。)に提供できる

ものとし、利用者はこれに同意するものとします。

- 3 事業者は、第20条に定める利用者の円滑な退所の為の援助策として利用者に関する情報(別表)を特定の第三者に提供し、利用者はこれに同意するものとします。

第4章 利用者の義務

第11条(利用者の施設利用上の注意義務等)

- 1 利用者は、居室、施設、設備及び敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとる事を認めるものとします。但し、その場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、施設及び設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。但し、利用者の置かれた心身の状況を斟酌し相当の理由が認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族と事業者の協議により、居室、施設又は設備の利用方法等を決定するものとします。

第12条(利用者の禁止行為)

利用者は、当施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1)決められた場所以外での喫煙
- (2)サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- (3)その他決められた物以外の物の持ち込み

第5章 損害賠償(事業者の義務違反)

第13条(損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由より利用者が生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務等に違反した場合も同様とします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第14条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1)利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2)利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3)利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4)利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第15条(事業者の責によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第6章 契約の終了

第16条(契約の終了事由)

利用者は、次の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1)利用者が死亡した場合
- (2)要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援1及び同2と判断された場合
- (3)事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- (4)施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5)当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6)第17条から第19条に基づき本契約が解約された場合

第17条(利用者からの契約解約)

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は解約を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 利用者は、第5条第3項及び第7条第3項に該当する場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 利用者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

第18条(利用者からの契約解約)

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が次の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解約することができます。

- (1)事業者又はサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2)事業者又はサービス従事者が第10条に定める守秘義務等に違反した場合
- (3)事業者又はサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体、財物又は信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4)他の利用者が利用者の身体、財物又は信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第19条(事業者からの契約解約)

- 1 事業者は、利用者家族が次の各号に該当する場合には、本契約を解約することができます。
 - (1)利用者および利用者家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2)利用者による、第6条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも拘わらずこれが支払われない場合
 - (3)利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物又は信用等を傷つけ、もしくは著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(4)利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合(ただし、おおむね3ヶ月以内に退院される場合は、再び施設に入所できるようにいたします。施設の受け入れ状況が整っていないときは併設の短期入所生活介護の居室等をご利用いただくことがあります。)

(5)利用者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

- 2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額利用者の負担とします。

第20条(契約の終了に伴う援助)

- 1 事業者は利用者の希望により、利用者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所の為に必要な次の各号の援助を利用者に対してすみやかに行うものとします。
 - (1)適切な病院、診療所又は介護老人保健施設等の紹介
 - (2)居宅介護支援事業者の紹介
 - (3)その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介
- 2 前条の規定により契約が解約され、利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は、利用者の心身の状況置かれている環境等を勘案し、円滑な退所の為に必要な前項第1号から第3号に定める援助を、利用者に対してすみやかに行うよう努めるものとします。

第21条(利用者の入院にかかる取扱い)

利用者が病院又は診療所に入院した場合、7日以内に退院すれば、重要事項説明書に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。第19条第4項による事業者からの契約の解約があった場合であっても、利用者が入院後概ね3か月以内に退院すれば、退院後も再び当施設に入所の措置を講じます。又、当施設が満室の場合でも、短期入所生活介護等の居室を利用できるようにします。

ただし、利用者は、入院期間中、事業者が当該居室を短期入所生活介護に活用することに同意する場合には、所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

第22条(居室の明け渡し及び清算)

- 1 利用者は、第19条第1項第1号から第5号により本契約が終了した場合において、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 利用者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる所定の料金(重要事項説明書に定める)を事業者に対し支払うものとします。
- 3 利用者は、第23条第1項に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については第6条第7項を準用します。

第23条(残置物の引取等)

- 1 利用者は、本契約が終了した後、利用者の残置物(高価品を除く)がある場合に備えて、その残置物の引取人(以下「残置物引取人」という。)を定めることができます。
- 2 前項の場合、事業者は本契約が終了した後、利用者又は残置物引取人に残置物の有無を連絡するものとします。
- 3 利用者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、利用者又は残置物引取人は、期限内に引取りができない等の特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、すみやかに事業者にその旨を連絡するものとします。

- 4 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、利用者又は残置物引取人が引取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引取る義務を履行しない場合には、当該残置物を利用者又は残置物引取人に引渡すものとします。但し、その引渡しに係る費用は利用者又は残置物引取人の負担とします。
- 5 事業者は、利用者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で利用者の残置物を処分できるものとします。その費用については、利用者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第24条(一時外泊)

- 1 利用者は、事業者の同意を得た上で、外泊する事ができるものとします。この場合、利用者は宿泊開始日の3日前までに事業者に届出るものとします。
- 2 前項に定める宿泊期間中において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。

第7章 その他

第25条(虐待防止)

事業者は、利用者の人権並びに虐待防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じるものとします。

- (1) 研修等を通じて、サービス従事者の人権意識の向上を図り、虐待の未然防止に努めます。
- (2) 個別支援計画を作成して、適切な支援の実施に努めます。
- (3) サービス従事者の悩みや苦勞の相談体制を整え、サービス従事者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

第26条(情報の開示)

事業者は、施設サービスの向上を図るため利用者及びその家族に対して、処遇日誌等利用者の介護及び看護に関する情報を開示します。

第27条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第28条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

(事業者)

住 所 大阪府大阪市住之江区南港中2-1-35
事業者名 社会福祉法人 遺徳会
南港咲洲特別養護老人ホーム
代表者氏名 所長 嶋田祐史 印

(利用者)

住 所
氏 名 印

(代理者)

住 所
氏 名 印

(続柄)

別表（第10条）

1. 大阪市指定介護老人福祉施設入所申込書兼台帳
2. 南港咲洲特別養護老人ホーム入所申込書
3. ショートステイご利用者の情報提供書
4. カルテ、血液検査報告書及び処方箋並びに看護要約
5. 施設サービス計画書第1表～7表
6. 栄養ケアマネジメント
7. 理学療法実施カルテ
8. リハビリテーション評価報告書
9. 認定調査票一式（含む主治医の意見書）
10. 食事箋（特別食）
11. 利用契約書
12. 介護給付費請求書、同明細書
13. 診療報酬請求書
14. 介護報酬請求書
15. 在所者一覧
16. 介護日誌及び看護日誌
17. 処遇日誌
18. フェイスシート
19. ケアチェック表
20. 健康診断個人票
21. X線写真フィルム
22. 各種被保険者証及び各種年金証書
23. 生活保護法医療券及び介護券
24. 介護保険負担限度額認定証
25. 面会票及び外出・外泊許可願い
26. その他今後発生するご利用者の情報でご利用者またはご家族の同意を得た情報